

文化スポーツ振興部美術館課の有料広告の取扱基準

第1 趣旨

この取扱基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（平成16年4月1日制定、以下「要綱」という。）に基づき、文化スポーツ振興部美術館課の有料広告（以下「広告」という。）掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 広告の掲載位置、掲載枠の規格等

文化スポーツ振興部美術館課の作成する媒体へ広告を掲載する位置及び掲載枠の規格等は、別表のとおりとする。

第3 広告掲載料

第2に規定する広告掲載枠の料金は別表のとおりとする。

第4 規制対象業種及び事業者

掲載する広告は、次の各号に掲げる業種又は事業者のものを除く。

- （1）要綱第3第3号に規定する風俗営業及びこれらに類する業種
- （2）消費者金融業
- （3）たばこの製造業及び販売業
- （4）賭博的な要素を持つ遊技に係る業種及び事業者
- （5）信用取引又は投機と呼ばれる取引に係る業種及び事業者
- （6）現に社会問題を起こしている業種や事業者
- （7）民事再生法及び会社更生法による再生又は更正手続き中の事業者
- （8）市区町村民税に滞納がある事業者
- （9）前各号に掲げるもののほか、町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行、以下「掲載基準」という。）第3条の規定に該当する業種及び事業者

第5 広告の募集

広告の募集は、要綱第5に定めるもののほか、市外に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体への案内ができるものとする。

第6 資料の提出

市長は、審査のために必要と認められる場合には、申込者に対し、業務内容等のわかる資料の提出を求めることができる。

第7 広告掲載の決定

- 1 市長は、要綱第6に規定する申込みがあったときは、その内容等を掲載基準第4条に基づき審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 前項の規定による審査に当たり、特に必要と認めるときは、文化スポーツ振興部契約等事務適正化委員会に検討させることができる。

第8 複数希望の優先順位

- 1 同一広告掲載位置に対し広告掲載希望が複数ある場合の優先順位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 国、地方公共団体の広告
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有しており、教育又は美術、観光の目的をもって活動する個人及び法人その他の団体の広告
 - (3) 前2号に掲げる広告以外の広告
- 2 前項の規定に関わらず、同一広告掲載位置に対し広告掲載希望が複数あり、かつ、その中に連続する複数の広告掲載（以下「連続掲載」という。）枠を利用して一つの広告とする希望者がある場合の優先順位は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 同順位の連続掲載広告が複数ある場合は、前項の規定を準用する。
 - (2) 優先順位が上位の者の広告と連続掲載を希望する者の広告が同一広告掲載位置に掲載申込みした場合は、連続掲載を希望する者の広告を優先する。
- 3 同一広告掲載枠に対する優先順位について、同順位の者が複数あるときは、抽選により掲載広告を決定する。

第9 版下原稿の提出

広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が定める期日までに版下原稿をデータ形式で提出しなければならない（文字は、アウトライン化すること）。

第10 広告掲載の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (2) 広告主が市長の定める期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主が市長の定める期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (4) 編集又は掲出上、支障があると認められるとき。

第11 権利転貸の禁止

広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

第12 経費の不還付

広告主の事情により掲載を辞退する場合又は広告掲載を取り消された場合は、版下原稿の提出後には、広告掲載料を還付しない。

第13 雑則

この取扱基準に定めるもののほか、文化スポーツ振興部美術館課の有料広告の取扱いについて必要な事項は、文化スポーツ振興部長が別に定める。

附 則

この取扱基準は、2015年8月20日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2019年1月15日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2022年8月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2025年4月1日から施行する。

別表

国際版画美術館ホームページへのバナー広告（トップページの最下段）

募集枠	10 枠（申込みは1 枠）
規 格	1 枠（横180ピクセル×縦80ピクセル）
掲載期間	年度を越えない範囲で6ヶ月間を基本とする。
掲載料	1 枠30,000円
形 式	PNG、JPG、GIFのいずれかの静止画でアニメーションは不可